

夜間銃猟をする捕獲従事者の技能の要件の概要（案）

- 1 静的射撃において、次の範囲に確実に命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は 50m、射撃回数は 5 回とし、射撃姿勢は問わない（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む）。
 - ①ライフル銃による射撃 標的の中心から 5 cm の範囲に命中すること
 - ②散弾銃及びライフル銃以外の猟銃による射撃 標的の中心から 10 cm の範囲に命中すること
 - ③散弾銃（スラッグ弾に限る）による射撃 標的の中心から 15cm の範囲に命中すること
- 2 法第 18 条の 3 に基づく認定の申請前 3 年間に於いて、第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持するとともに、申請前 3 年以内に、指定管理鳥獣を装薬銃を使用して自ら捕獲等した実績を有すること。
- 3 危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること。

※告示は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の施行の日（平成 27 年 5 月 29 日）から適用する。